

岡山大学動物実験委員会要項

〔平成20年2月21日〕
学 長 裁 定

改正 平成22年11月12日

改正 平成25年 7月 1日

改正 平成25年11月 1日

改正 平成30年 3月20日

(趣旨)

第1条 この要項は、岡山大学動物実験規則（平成20年岡大規則第6号。以下「動物実験規則」という。）第6条第2項の規定に基づき、岡山大学動物実験委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議又は調査し、学長に報告又は助言する。

- 一 動物実験計画書が、基本指針及び動物実験規則等に適合していることの審議
- 二 動物実験計画の実施状況及び結果に関すること
- 三 施設等の状況及び実験動物の飼養保管状況に関すること
- 四 動物実験等の適正な実施及び実験動物の適正な取扱い並びに関係法令等に関する教育訓練の内容又は体制に関すること
- 五 自己点検・評価に関すること
- 六 その他、動物実験等の適正な実施のための必要事項に関すること

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者で組織する。

- 一 自然生命科学研究支援センター動物資源部門長（以下「部門長」という。）
 - 二 自然生命科学研究支援センター動物資源部門津島北施設長、津島南施設長及び鹿田施設長（以下「施設長」という。）
 - 三 自然生命科学研究支援センター動物資源部門の専任教員
 - 四 各研究科から選出された動物実験を実施する教員
 - 五 その他 次条に定める委員長が必要と認める者
- 2 前項第4号の委員は、文学系、教育学系、理学系、医学系、保健学系、歯学系、薬学系工学系、環境理工学系、農学系から各1名とする。
- 3 第1項第4号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、部門長をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員の互選により選任する。
- 4 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 5 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議等)

第5条 委員会は、構成員の過半数が出席しなければ会議を開き、議決することができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 委員は、自らが動物実験責任者となる動物実験計画の審査に加わることができない。

4 委員は、動物実験計画に関して知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(担当事務)

第7条 委員会に関する事務は、関係部局等の協力を得て、研究交流部研究交流企画課において行う。

(雑則)

第8条 この要項に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要項は、平成20年3月1日から施行する。

2 岡山大学動物実験管理委員会内規(平成16年10月7日学長裁定)は、廃止する。

3 この要項の施行後最初に任命される第3条第1項第4号の規定に基づく委員は、同号の規定にかかわらず、前項の規定により廃止された岡山大学動物実験管理委員会内規第3条第1項第4号の規定に基づく委員が引き続きなるものとし、任期は、第3条第2項本文の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。

附 則

この要項は、平成22年11月12日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成25年11月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成30年4月1日から施行する。